**【居宅介護支援事業所】新規指定申請に係る書類確認表（事前提出）**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所名 | 　 |
| 担当者名及び連絡先 | 氏　　名 | 　 |
| 電話番号 |  |
| 事業開始予定日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 書類提出日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 提出書類 | 　□居宅介護支援計画書Ⅰ　　　　　　　　□　□居宅介護支援計画書Ⅱ　　　　　　　　□　□勤務形態一覧表　□立地面・平面図・周辺図　□賃貸借契約書　□建築確認及び消防署との確認書類　□事業収支予算書 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 介護保険法第79条第2項より指定を行わない事由（欠格事由） | 左記事由に該当しないことの確認 | 保険者確認欄 |
| ① | 申請者が法人でない | □ | 適 ・ 否 |
| ② | 事業所が人員基準を満たしていない | □ | 適 ・ 否 |
| ③ | 設備・運営基準（および介護予防のための効果的な支援方法の基準）に従って適正に運営することができないと認められる | □ | 適 ・ 否 |

※他、介護保険法第79条第2項各号の規程に該当しない旨は申請時「誓約書」にて確認

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付係確認欄 | 課長 | 補佐兼係長 | 係員 | 　 |
| 　 | 　 |  | 　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　申請許可連絡　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 介護保険法第７９条第２項　指定を行わない事由（欠格事由） |
| ① | 申請者が法人でない |
| ② | 事業所が人員基準を満たしていない |
| ③ | 設備・運営基準（および介護予防のための効果的な支援方法の基準）に従って適正に運営することができないと認められる |
| ④ | 申請者が、禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある |
| ⑤ | ⑤-1 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定により罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある⑤-2 労働に関する法律の所定の規定により罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある |
| ⑥ | 指定の申請日の前日までに、社会保険料・労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、該当処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料・労働保険料等の全てを引き続き滞納している |
| ⑦ | (a)指定取消し事由該当、又は(b)介護サービス情報の報告に関する命令に従わなかったことにより、指定を取り消され、取消日から５年が経過していない（取消処分通知日前60日以内に、その法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者を含むが、取消し理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く） |
| ⑧ | 法人である申請者と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が指定等を取り消され、その取消日から5年が経過していない（取消し理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く） |
| ⑨ | 上記⑦(a)又は(b)により、指定取消しについての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年が経過していない（事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く）指定取消し処分を逃れるために、処分決定日前に事業廃止の届出を行った場合が該当 |
| ⑩ | 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当の理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から５年が経過していない |
| ⑪ | 上記⑨の事業廃止の届出を行った場合で、指定取消についての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日から5年が経過していない |
| ⑫ | 申請日前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援或いはこれらに相当するサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした |
| ⑬ | 法人が申請する場合に、その役員等の中に④～⑦、⑨～⑫のいずれかに該当する者がいる |
| ⑭ | 法人でない事業所が申請する場合に、その管理者が④～⑦、⑨～⑫のいずれかに該当する |